

平成30年4月1日診療分から

小児医療費(通院分)助成拡大!

★ 中学生 の医療費(通院分)の

自己負担が **3割⇒1割**

★ポイントは次の3点!!

① 受給資格者証(中学生用・黄色)の交付手続きをお願いします。

「受給資格者証交付申請書」にご記入のうえ、お子さまの健康保険証のコピーを添付して、**5月31日まで**に市役所へ提出して下さい。(郵送も可能です。)受給資格者証は、6月中旬頃にご自宅へ送付します。

※ただし、新中学1年生の方は、今の受給資格を継続するので、改めての申請は必要ありません。

② 4月1日～6月30日に医療機関等を受診した場合は、病院の窓口でいったん3割支払って、市役所で払い戻しの手続きをしてください。

「医療費給付申請書」(市役所・各出張所にあります。)に領収書を添付して、診療月ごと・医療機関ごとにまとめて申請してください。

③ 7月1日以降に医療機関等を受診した場合は、健康保険証と受給資格者証(中学生用・黄色)を病院の窓口に提示して、総医療費の1割をお支払いください。



次の方は申請の必要はありません。

- 「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」「心身障害者医療費受給資格者証」をお持ちの中学生
- 生活保護受給世帯の中学生

<お問い合わせ>

総社市役所 こども課子育て支援係 Tel.0866-92-8268